

Title	小学扶助委託金に関する研究(2)
Sub Title	A study on the first financial aid for elementary schools by Meiji government
Author	太田垣, 幾也(Otagaki, Ikuya)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	1964
Jtitle	慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要：社会学心理学教育学 (Studies in sociology, psychology and education). No.3 (1964. ) ,p.69- 80
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000003-0069">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000003-0069</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 小学扶助委托金に関する研究(2)

A study on the First Financial Aid for Elementary  
Schools by Meiji Government

太田 垣 幾 也

*Ikuya Otagaki*

上記のテーマについて、前号では主として当時の政府財政に視点を置いて述べてみたのであるが、本号では、視点を地方側に置換えて捉えてみようとした。

委托金(明治10年2月、小学補助金と改称)制度は、発足から廃止に至るほぼ9年のあいだ、毎年と言っていい程手直しされているのであるが、一応、明治5年から7年までを発足期、8年から9年までを浸透期、10年以後を変質期に大別することが可能であると考えられるので、本論文をそれに従ってまとめてみた。また、視点を地方に置くとしても、鳥瞰的に視ることによって焦点のぼけるおそれの生じる懸念から、岩手県における委托金使用の実態と変遷を case study 的に取上げつつ、同県の例との比較対象として他府県での例を紹介することとした。

### I. 発足期における委托金の使途について

明治5年9月初め、ようやく文部省定額金が年額200万円と定められると、同省は直ちに従来の府県学事金の廃止を通告する一方、「教育事務所属之官費ハ一切当省ニ於テ管知致候条来ル10月ヨリ学事ニ付官金ヲ仰候件々ハ巨細可伺出」ことを指示したのに続いて、第一大学区督学局の設置<sup>1)</sup>、旧府県(洋)学校を廃止し代りに8大学区本部毎に中学校を設置する計画の発表<sup>2)</sup>など、「学制」体制発足に伴う一連の措置を構じたのであるが、11月9日には、「学制」頒布の際には示されなかった委托金額についてその総額と府県配付額を発表すると共に、府県に対して「小学扶助金之目的相立明細取調可伺出候事」と指令した。文部省としては先に「学制」を頒布した際、「新ニ官費ニ関係致候儀ハ即時施行不相成候」と指示せ

ざるを得ない苦しい立場にあっただけに、この委托金配付を告げる指令には、たとえその総額が同省原案の約1/3(初年分については1/2)という少額に削られてはいても、晴々しいものがあったことと想像される。しかし、この時はただ伺出ることを指令したに過ぎず、後に触れるような具体的な様式などは指示されていなかった。その上、旬日後には太陽暦<sup>3)</sup>への改暦があったため、この委托金配付計画は実施されないまま年を越した。

明治6年1月早々、あらためて6年分文部省定額金が130万円と決定されると、文部省は先の委托金配付計画をその盛復活し、同月17日には、府県に対して今度は学区及び学校設置・資金確保等数項目の計画書を提出するよう指示し、重ねて同月31日には「官立学校設立伺文例」というきわめて詳細な雛形を示した。文部省はこの指令の中で「先般小学広普ノ為扶助金相達候上ハ各府県ニ於テ公学校設立可致答ニ付……」と述べているが、委托金配付上の「学校設立ノ基礎ニ立テ之ヲ渡スモノトス」という条件は、この伺文の提出と引換えに委托金を配付するという形で具体化されたのであった。そしてその半月後の2月12日には「未タ不申出向モ有之方今教育事務急要ノ際遅延相成候テハ不都合ニ候条追々布達ノ趣意ニ照準シ学区々分ノ儀速ニ取調可伺出候事」と早速督促している。

岩手県では、2月14日付伺で「……右金額は小学設立之基礎相立候上御下渡可相成御規程ニ候得共、数百之小学一時ニ取建候儀は不容易且即今取調中ニ付不取敢御下ケ金相願、右を小野善助ニ相当之利足を以て預ケ置学校経費ノ一分ヲ相補ヒ度、……」と伺出たのであるが、あら

ためて翌3月23日には同県の実情を訴えるとともに「…前頭見込ミ顛末至急御下知被成下、尚委託金之儀モ御下渡相成候様仕度仍テ学区表並学区絵図面其外即今設立小学経費積共相添此段奉候也」と上申して、文部省から承認を得ている。ところでその実情とはどんなであったか。「学制」発足を迎えた地方の実態の一例として同伺文から引用してみると、次のようである。

当県管内小学設立之義御規則ニ照準取調候処、管内人口凡テ309,466人(註、319,466人の誤りか)有之ニ付……二中学区ニ取据、一番中学区内ヲ小区128ニ分チ、二番中学区内ヲ小区68ニ分チ、1小学毎(註、1小学区毎の誤りか)ニ小学1ヶ所ヲ設立都合196ヶ所、其余ヲ追々私立小学ヲ以テ御規則之數ニ充候見込ニ御座候得共、当県之儀土俗僻陋人俗頑愚ニシテ素ヨリ学問ニ非ラザレバ開化ノ着手ハ無之次第ニ付昨年7月太政官御布告儀御省御達之御趣意等彼是和解懇到説論仕候得共、山野之村々ハ爾今木皮ヲ着ケ唯裨而已を食スル位且粗開ケ候場所も10に8、9は貧窶ヲ極候儀ニ付、中々以テ御趣意貫徹難仕候、猶此上百万尽力今年何ヶ処明年何カ処ト漸ヲ以テ小学普及候様取計候心得ニ御座候得共、即今之処ニテは何分前頭見込之通りも難至候間先ヅ管内中粗町立候場処見立、差向一番中區之内江小学7ヶ処二番中區之内江同6ヶ所設立教則之通授業仕度……

従って、学資金調達もまた具体的な用途の立てようがなく、「抑最初1小学区毎ニ1小学設立之経費は村高割又は人口割ニ取計候積ニ候、村高ニ割合候得ば地子免除或は田畑所持無之者は出銭可為致様無之、人口ニ割合候得ば貧家も富家同様之出銭ニ相成、去迎毎戸之貧富ニ等差ヲ附候儀は實際において難行届何れに仕候ても不公平ニ候間右ハ不日ニ地券金高も相定候儀ニ付地券高に割合而課出取計候積リニ御座候……」<sup>4)</sup>と右顧左眄するという有様であった。先に触れたように、文部省はこの上申に対して承認を与えたが「但ン小学区々分之儀は人口大略600人之目的ヲ以テ区分可致……」と但書を添えている。この基準に従えば岩手県は515の小学区、つまり515校の小学校を設置せねばならないこととなる。これに対して、同県では1小学区の人口数は1,570余人、学校数196校を考え「其余を追々私立小学ヲ以テ御規則之數」にまでもっていかうという一応の計画を持ってはいるが、「即今之処ニテは何分前頭見込之通りも難至」というのが実情であるから、とりあえず13校の小学校を建てるというのである。515→196→13というこの数字の差には「学制」発足当初における中央の景気の良い机上的

プランと地方の現実的プランの差が鮮やかに示されているようである。同年5月頃「当時県にて開校したのは僅か3校であり、他は仮開校であった」と「遠野小学校・教育80年」には記されているが、それでも6年分の岩手県学事報告には小学校数として公立65校、私立34校を記している。

ところで、府県からの伺文提出は文部省の意図通りにはなかなか進捗しなかったとみえ、同省はその後も「諸県ニハ今日ニ至リ具状無之……宮城県伺等ニ倣ヒ早々取調可申出候」(6年3月17日付達)、「此上遅緩今月ヲ過候向ハ当期之金額共日割ヲ以テ下渡候……」(3月24日付達)、「続々相違候処今以テ何等申出無之向モ有之甚等閑之至ニ候条至急取調来ル5月31日限り先以テ別紙難形之通学区並取締人名可届出候此段相違候也」(4月30日付達)などと執拗に府県を督促しているのであるが、これらの度重なる指令が、府県側に対して「学制」体制の実施気運をもり上げる役割りを果たしたと考えられると同時に、「学制」体制を早急に整えようと躍起になっている文部省の姿をも見ることができる。「建学ノ旨趣人民教育ノ方向相定候儀モ最早1日モ忽ニ難致」<sup>5)</sup>とする国民教育制度創設の意図が、先には定額金決定の遅延により、今はまた府県のいわば非協力的態度によって妨まれるという事態に遭遇しては、文部省としても躍起にならざるを得なかったのであろう。

委託金の配付には、中央では、上記の学区学校設置の計画書提出と引換えに渡すという条件の外に人口数を配付額算定の基準とすること、地方では、小学の広普を目的として学区に配付すること、さらにその用途は「尋常容易ノ事」に費されはならないことなどが条件とされていたのであるが、次の岩手県からの伺文は、当時の事務処理能力では人口数を配付基準にすることが困難であったことと配付される委託金額への強い期待を知る上で興味あるものである。

先般小学普及之為メ府県江委託之金額男女ヲ不論老人9厘之割合ヲ以当県分2,492円83銭8厘御確定相成候処、右ハ全ク昨壬申戸籍取調前概數ヲ以御届申上候人員ニ因テ御取据相成候儀ト奉存候。然ル処其後戸籍人員精密調済相成候処319,466人有之候ニ付ては頓て老人9厘之割ヲ以テ金2,875円4厘更ニ当県定額ニ御取据被下置候様当3月9日再応奉願候処分以御下知無之至急御指令之上御下渡相成候様猶又此段奉願候以上

明治6年6月9日

岩手県7等出仕 山下方 義  
岩手県権参事 菅浪 武

文部省3等出仕 田中不二磨殿<sup>6)</sup>  
つまり、文部省が岩手県に6年分委托金として配付する金額は同県人口を276,982人とふんでの算定であった。ところが人口調査の集計が終った正確な県人口数は319,466人であるから、配付額もまた、人口数の増加分42,484人分の額372円16銭6厘を加えた2,875円4厘に訂正してほしいというのである。金額上の差は400円足らずであるが、それでも当時の岩手県では、児童数200人程度の大規模小学1校の年間経費を賄うに足る金額であった。これに対して文部省は「先般届出之人口ヲ以委託金高相定候ニ付当1ヶ年金額増減之儀ハ難聞届候事」と回答しているが、同趣旨の伺文が再度にわたって提出されているのは、前にあげた同県の実情などを考え合せてみると、県側としても放っては置けないものがあつたのであろう。

次に、委托金使途上の条件については府県は如何に対処したのであろうか。岩手県は、先の3月の伺文に添えたと思われる「小学設立之教書儀付上申」(上中月日不明)<sup>7)</sup>の中で「学校ノ経費ハ不日地券金高相定候間1小区限り其金高ニ割賦シ時宜ニ寄リ生徒之受業料ヲ以テ割賦ノ現数ヲ減ジ候事……」とし、委托金は「富豪ノ者ニ預ケ置キ其利息ヲ取メ以テ民力ノ及ザル諸件ヲ相償可申事」と述べている。同県からの6年分の学事報告によれば、同年分の岩手県配付の委托金額は2,492円83銭8厘であつたが、そのうち使用されたのは344円73銭余に過ぎず、ほとんど全額が翌年に持越され、後で述べる学資貸付金の基金に繰入れられている。隣の水沢県では、「当管内之儀積年之疲弊金貨其不融通罷在、諸般之施行何分行届兼候情態」であるから、配付される委托金を「第一書籍買入料指向差支候間、今般御下渡分ヲ以テ書籍買入料ニ相充管内学区一般ニ書籍頒布相成生徒之面々読書従事ニ指支無之仕度……」(同年4月)<sup>8)</sup>と伺出、秋田県では「御委託金は元来小学教育普及のため使用せらるべきも本県は未だその着手に到らざるを以て先ず洋学校の開設経費に」<sup>9)</sup>と伺出で、それぞれ文部省の承認を得ているのは、委托金の使途が「学制」上の規程にも拘らず、直接小学広普のためになされていないようであるが、これは、委托金使用上の規程こそ掲げてはみても、実際にはその対象である小学がまだ府県にほとんど整っていない状況では、文部省としても同規程を墨守するわけにはいかなかったのであろう。秋田県では、6年10月に教員伝習所を設け同年後期分の委托金をその伝習学校費に充てたのであるが、先に洋学校費に委托金を支出したことは「其費す所偏重にして小学普及の御趣意に適せずと存

候」<sup>10)</sup>と恐縮しながら、教員養成に委托金を使うことは「其生徒(註、伝習生徒のこと)卒業の者を各区小学校の教員と為す。則管内の小学校は御委託金を以て扶助するに可相当……」<sup>11)</sup>と述べ、その使用法が、小学普及という委托金配付の意図から決して外れていないと少々苦しい解釈をしているようである。

文部省は、6年12月27日、「詮議ノ次第有之追テ相違候迄ハ従前ノ通り男女共1人ニ付9厘ノ割ヲ以テ来ル明治7年1月ヨリ月割ヲ以月々可相渡候……」と指令した。岩手県では7年分の委托金2,886円57銭6厘の月額240円54銭8厘を毎月の23—25日<sup>12)</sup>に、また山梨県では、3,266円76銭の月額272円23銭を毎月の17—25日に受取っていることが記録<sup>13)</sup>されている。この月割配付の理由は明らかではないが、明治財政史には「明治6年12月各府及府県ノ金數出納順序ヲ定メ大ニ収支ノ方法釐革セリ。即チ該規程ニヨレハ官省ノ常額経費ハ年額ヲ12分シ毎月初ニ大蔵省ヨリ之ヲ交付シ……」<sup>14)</sup>という記事が見受けられることから、多分この措置の影響によるためであろう。そうだとすれば、6年11月、「……今更贅陳候迄モ無之候得共、教育之儀ハ一日相後レ候得バ世運一日ノ進歩ヲ妨ガ実ニ当今ニ於テ緊急要件ニ有之候処、費用不給ガ為メ省務挙ラザル様ニテハ学制之趣意徹底不致折角奮起之民志ヲ挫キ遺憾至極之儀ニ存候条旁以至急御決相成度……」<sup>15)</sup>と右大臣岩倉に対して定額金増額の要求を強硬に訴えている文部省としては、その増額が認められなかったばかりか、常額経費が月割りされて月々交付され、従って委托金配付もまたそれに従わざるを得ないとあつては、小学普及の推進はもとより府県に対する立場上からいっても由々しいことであつたに相違ない。一方、府県側にとつても、年額にして1万円に足りない金額(註、明治7年で最も多額の配付を受けているのは新潟県の12,000余円であるが、府県平均額は4,300余円である)<sup>16)</sup>を12分され月毎に配付されたのでは、委托金としての経済的効果を充分發揮させることは望めなかつたであらう。

岩手県では、7年の委托金もまた6年の使用の方針にならぬ学資貸付金として積立てることを主眼とした。すなわち、7年分として配付された委托金2,886円57銭6厘のうち、支出されたのは僅かに863円59銭7厘で、残金は6年分繰越金2,148円余に繰入れられた結果、7年末の委托金積立額は4,318円23銭3厘(註、残金に前田氏献金額を含む)となっている<sup>17)</sup>。この岩手県の状況を、文部省第2年報に記載された全国集計額と比較してみると次の通りである。(註、表I)

この表から、委托金が全国的に視てもかなり未使用の

表 I 明治7年分委託金決算比較表

## 全国集計

項	%
収入額 (6年分繰越金 7年分配付金)	100 (414,226円)
支出額	49
残額	51

費目	%
総支出額	100(204,505円)
教員給	37
諸俸給	15
書籍器械費	20
建築、営繕、 借家賃	4
雑費	24

(文部省第2年報より作成)

## 岩手県

項	%
収入額 (6年分繰越金 7年分配付金)	100 (≒5,035円)
支出額	17
残額	83

費目	%
総支出額	100( 864円)
訓導・教員給	22
学区取締手当	64
小使給料	5
器械運送費	1
雑費	7

(岩手県教育史資料第3集より作成)

儘残されていることに気づくのであるが、この事実は、学校資金の確保が困難であったという当時の一般事情に照らして、少々意外の感を受ける。文部省第2年報によれば(第1年報では報告の様式が整っていないため委託金を各府県でいかに使用したかは確然としない)意図的に、あるいはとりあえず積立てた府県がかなり見受けられるのであるが、例えば、神奈川県では「未タ取調中ニテ確然不致学制ニ照準イタシ人戸ヘ配賦候テハ纏ノ金額ニ相成御扶助ノ功驗無之候間先ツ県庁ニ積置増加ノ上確法相立致配当積リ……」、鳥根県では「明治6年御委託金(註、3,054円余)、内凡1,000円ヲ各校生徒ノ数ニ割当配賦シ爾後ハ暫ク県庁ニ貯置キ利子増殖ノ方法ヲ設ケ他年学事進歩ノ機ヲ待チ民力ノ不及ヲ扶助センコトヲ目的トス……」、新潟県では「人民ノ情願ニヨリ全数ヲ銀行ニ預ケ其利子ヲ収メ必須ノ画策或ハ講習所ノ費用ニ充別ニ配当セス」、福岡県では「従来各区ニ於テモ規則不張保存ノ目的立テ難キヲ察シ官ニ於テ保管シ未タ配賦ノ法ヲ設ケサルモ先般教則改正以来興学ノ徒モ倍増スルニヨリ官モ亦其意ヲ憐愍シ御委託金ヲ以テ書籍ヲ購求シ毎校ヘ分与シ……」などと報告している(いずれも傍点引用者)<sup>18)</sup>。これらの県は委託金を積立てた府県のうちの主な例であるが、県の学事普及の程度などによって積立ての意図方法もそれぞれ異っているようである。岩手県の場合は上述の通りであるが、文部省第2年報には「当管内ノ民俗

未開ニシテ嘗テ小学ノ順序等相備不申候ニ付」とその理由を述べている。支出費目について、全国集計欄では人件費、書籍器械費、建築営繕費、学校借家費等々、比率の上からみてもかなりバラエティに富んだ支出になっているのに対し、岩手県では支出の91%が人件費である。もっとも同県の場合は、委託金の支出を緊急の費目だけにおさえて極力学資貸付金の方へまわしたという事情を考慮せねばならない。

文部省は府県の委託金使用状況を同年報で「府県各其所出ノ途ヲ殊ニセリ、且多寡ニ到リテモ或ハ交付スル所ノ金額ヲ消費シ或ハ僅ニ10分ノ1,2ヲ消費シテ剩与ヲ蓄積スル等処分一轍ナラス、是畢竟学制創始ノ際ニ属シ学資支用ノ方法未タ定マラス専ラ目下ノ情状ニ就テ其宜ニ従ヘルヲ以テナリ」と見、同省の意向として「要スルニ委託金ノ挙タル官俸ノ公税ヲ分割シ去リ以テ民力ノ不及ヲ扶助スルモノナレハ空ク消費スヘキニ非ス又徒ニ蓄積スヘキニ非ス然リ而シテ該件ニ於テハ地方学事ノ進度ニ従ヒ當ニ漸ヲ以テ改正ヲ期スヘキモノトス」と述べているが、地方の実情に従い「當ニ漸ヲ以テ改正ヲ期ス」という弾力的な態度を示している点は、「学制」頒布当時の同省の意気込みと比較して相当に軟化した後が見えるようである。この軟化の裏には、先に見てきたように、一方で定額金の減少が、他方では地方での障碍が文部省の委託金配付の意図を意外に強く拒んでいた、という事情

が大きく働いていたものと考えられる。

## II. 浸透期における委托金の使途について

明治8年1月、文部省は委托金の大幅な増額を発表し、翌2月には従来の文部省で直接交付していた方法を廃し、地方予金から支払うことを指令した。地方予金とは、明治7年5月の府県予米金規則によって設けられたもので、「明治財政史」の述べているところによれば「府県ニ於テ収納シタル米穀金銭ヲ其儘預入レテ自己ノ消費ニ充テシムルモノニシテ府県経費ノ便宜交付方法」<sup>19)</sup>であり、同規則に規程されていた支出費目は常費概費、捕亡費、官員神官月給、華士族家禄賞典米、社寺半租、其他予備繰換金であった。従って委托金がこれに加えられたのはいわば便乗したという形であろうが、この措置によって、国庫補助金という性格は変わらないまでも、府県補助というニュアンスも加味されることとなった。ともあれ、この度の増額は、「学制」立案以来大蔵省との接衝でいつも譲歩の側に立たされていた文部省が新に会計年度の制定という機によりやう年来の望みを勝ち得たことを意味し、配付方法の変更は、委托金配付の円滑化と、それによって、「学制」発足以来強い態度で臨み得なかった文部省の指導力を回復し民衆に対して「学制」体制への関心をあらためて喚起させることを目論んでとられた措置であろう。文部省は委托金増額指令の中で「学事益隆盛ニ赴キ候様縮認可致旨相違候事」と述べているが、同年から9年にかけて、多くの府県で地方官による学事普及を強調した告諭が出ているのは、この文部省の意図を受けたものであると思われる。こうした論議をする一方、委托金増額を機に「金4,880円余ヲ各小学校へ配当シ朝旨隆渥ノ恩典アル事ヲ現ニ目撃セシメテ歎獎ス」(熊谷県学事報告)<sup>20)</sup>であるとか、「特旨ヲ以テ歳々官金ヲ委托セラル殊恩ヲ深く知ラシメンカ為メ他ノ細目ニ支出セス都テ之ヲ小学区ノ数ニ分割シ1小学区若干金ト定メ専ラ該区教員ノ給料ニ充ツ茲ヲ以テ人民各学校ノ教員アルハ偏ニ官金ノ扶助ニ出ツ其扶助ニ出ル所ノ教員ヲ以テ各自子女学業進歩ニ至ルノ理由ヲ感奮セシム」(山形県学事年報)<sup>21)</sup>などという「朝旨ノ厚キヲ感戴」せしめるといった報告も目立って現われている。

ところで、文部省第2、第3年報から委托金の使用費目を整理してみると、教員伝習所師範学校費等教員養成費、学区取締費等学務関係者費、書籍器械費、各区へ配付金、貧民子弟への補助費、積立金などが表われてくるが、なかでも教員養成費、学務関係者費は委托金使用上で最優先権をもつものであり、この両費目以外はその残

金をもってあてるというケースが一般的であった。この傾向は、地方で小学普及が図られる際、この両者が緊急に必要とされ、なお他の代用の許されなかったものであったことを示している。しかし、前にも述べたように、文部省は委托金のこのような使用法に満足していなかったのであるが、7年の終り頃からその使用法をさらに規制しようとしていたと考えられる。例えば7年月10日には従前許可していた学務専任吏員の給料に対する委托金の支払いを禁止<sup>22)</sup>し、また同年12月の水沢県からの「当県モ校師範学校(註、宮城師範学校のこと)ニ類似スル小学教則並予科ヲ加ヘ伝習所開設仕度」<sup>23)</sup>という伺に対し、文部省は伝習所の開設を許可しながら「但委托金遺払之儀ハ追テ可相違儀モ有之候条外ニ保護ノ途相立候様精々注意可致事」と指示を与え、岩手県が8年3月に出した委托金処分伺に対しても翌4月「委托金遺払之儀ニ付テハ追テ相違候儀モ有之候ニ付兼テ可心得居事」と言っていることなどはそれを示している。「追テ可相違儀」が具体的に何を示しているかは確然としませんが、明治9年2月の「小学扶助金ノ儀全国人員分頭ヲ以配布致候処本年7月ヨリ学令子女人員分頭以配布候……」という文部省布達がそうではなかったか。田中不二磨が彼の「教育瑣談」の中でこの布達を出した理由として「蓋し学令児童就学の緊要なることを一層適切に覚知せしめんが為なり」<sup>24)</sup>と述べているのは、文部省自体の委托金に対する概念が「学制」制定の頃の「務テ民力ノ及ハサル所ヲ助クルヲ以テ目的トス是故ニ尋常容易ノ事ニ使用スヘカラス」<sup>25)</sup>という概念から、次第に「児童就学への直接的補助」へと変化したことを示している。文部省のこうした動向と並行して、8年から9年にかけて府県では従前学校資金源として積立てていた委托金未使用金を、例えば「扶助金額ヨリ1/20ヲ除去シ予備トナス外兼テ伺済ノ通師範学校教員其他月給諸入費学区取締及巡回訓導月給ノ幾分并旅費ニ仕払其余ハ悉皆各小学校学令又ハ就学人員ニ割合配付セリ」(明治8年、神奈川県学事報告)、とか「筑前豊前ハ総人口ニ配当シ筑後ハ学令ニ配当シ各区へ下ケ……」(明治9年、福岡県学事報告)の示すように各区あるいは小学校を対象に配付しようとする動きや委托金使用規則を制定する所が目立ってあらわれてくる。一例として椽木県の小学扶助金配付規則<sup>26)</sup>を示すと次の通りである。

### 小学扶助金配付規則

第1条 小学扶助金ハ文部委托ノ旨趣ニ基キ学区ヲシテ適宜教育ノ旺盛広普ヲ計ラシメンガ為メ左ノ数項ノ費用ヲ除キタル余ハ悉皆各小学区へ配賦

- スヘシ
- 第1項 学区貧ニシテ1小学校ヲ保護スルニ足ラサルトキ其資本幾分ヲ扶助セシ金
- 第2項 臨時災害不幸ニ罹リシ学区ヘ一時扶助セシ金
- 第3項 小学生徒中抜群優等ノ者ヲ賞与セシ物品料
- 第4項 学区取締月俸 1/3 扶助金
- 第2条 各小学校ヘ配賦期限ハ年2回トス前半年分ハ其年7月中後半分ハ翌年1月中ニ取廻メ配賦スヘシ  
但金額下ケ渡シ日限ハ其時相違スヘシ
- 第3条 此金配賦ノ方法ハ金額ヲ配賦期限前年ノ現在学令總数ニ除シテ配賦スヘシ
- 第4条 配賦金ハ毎1分区ヲ取廻メ其学区取締ヘ下渡シ学区取締ハ各其分区内ノ各小学区学令人口ニ乗シ各校ヘ配賦スヘシ

しかし、岩手県における委託金使用法は、以上のような趨勢とは異っていた。前にも述べた通り同県では配付された委託金を「是迄県庁へ備置キ一般ノ学事ニ関スル費用ニシテ一時民力ノ及バザル事情ニ非ラザレバ決シテ使用セザル」<sup>27)</sup> こととしていたのであったが、8年3月の文部省への伺によれば、その委託金及び「献金寄附金等合計ノ内ヨリ追々遺払ノ金高及当6月迄ノ費用凡見込ヲ以引去リ残金8,350円45銭1厘之内7,000円別途ニ引抜キ身元随ナル者へ抵当品引換預置キ之ヲ基本トナシ」この基本金の利子(註、月1分)で既設の小学経費と訓導給料を賄いさらに余裕があれば二、三ヶ所の小学を設立する計画を述べ「将来とても其手續ヲ逐ヒ毎年6ヶ月毎ニ御委託金分配処分仕候ハバ数年ヲ出デズシテ小学普及御趣意柄徹底可仕」と目論んでいた。この伺に対し文部省は「伺之趣聞届候……」という指令を出しているのであるが、伺同文のプランの詳細は次のようであった。

(取 入)

8,727円37銭8厘

(内 訳)

- 4,171円8銭6厘 是ハ明治6年1月ヨリ同7年12月迄満2ヶ年文部省ヨリ御渡相成候御委託金5,379円41銭4厘ノ内ヨリ官立学校経費並学区取締及訓導等ノ給料1,208円32銭8厘3毛 差引残リ金ヲ明治8年1月へ持越ノ分如ス
- 3,400円82銭4厘 是ハ明治8年1月ヨリ同6月迄御渡可相成御委託金總計如此
- 147円14銭7厘 是ハ東京府華族前田慶寧ヨリ献金

ノ分

- 408円82銭5厘 是ハ当2月迄官員一統ヨリ献金如斯
- 599円49銭6厘 是者旧県学校諸雑品並ニ仏具等払金学資ニ相備候分

(支 出)

- 376円92銭7厘 是ハ明治8年1月ヨリ6月迄官立学校(4校)経費並ニ仁恵学校(2校)設立費並ニ訓導給料及伝習場雑費如斯

(差引残金)

8,350円45銭1厘

(処分方法)

7,000円 預ケ金

1,350円45銭1厘 配当金

右7,000円預ケ金ヨリ取上ノ利子左ノ通り

70円 是ハ預ケ金月1分ノ利ヲ取立ル見込ヲ以テ1ヶ月分

(内) 36円 是ハ既設学校4ヶ所及今後可取立学校2ヶ所都合6ヶ所共経費悉皆官費ノ見込但1ヶ月1小学校経費定額6円宛

25円 是者訓導月給ヲ始メ伝習所用ノ筆墨紙書籍等ノ経費定額1ヶ月20円ノ定

差引残金9円 此残金追テ仁恵学校設立ノ期ニ臨ミ使用スヘキ見込

(岩手県教育史資料 第3集 p. 52により作成)

しかし同県はさらに同年10月「尚勘考致候処寒賤之部落ニ至リ候ては未ダ小学設立之運難相成場所多分ニ有之右様之学区江は尋常之説論耳ニては中々設立難行届候ニ付学資幾分補助候様致度、仍ては本年7月ヨリ後半ヶ年分御下渡可相成御委託金3,400円82銭4厘之内ニて金400円余ハ当時現在之小学校ニ分配いたし残金3,000円ハ前件7,000円貸付候手續ニ做身分随成ものへ抵当相引換貸渡都合1万円之金額ニ取結、右ヨリ取上之利子金ヲ以前顕民力之不及場所江漸次貧民学校増設致シ其経費及教員給料等ニ充小学普及之運相成候様仕度此段相伺置候」(同上書 p.p. 48—49) と伺出た。ここでこの二つの伺を比べてみると、両者の間に顕著な違いの見えるのは、仁恵学校つまり貧民学校設置への態度である。すなわち、3月の伺には7,000円から生じる利子で先ず「官立学校経費訓導給料ニ充テ」なお余分があれば「今二、三ヶ所官立ノ小学」を設置したいというのであった。この2、3ヶ所の官立小学というのは、上述の資金配分の明細によれば「外ニ仁恵学校2ヶ所設立ト見込」まれていたもので

ある。ところが10月の伺には「尚勘考致候処」あって、8年後期分の委託金のほとんど全額をも貸付金の中に繰込み、総額1万円として「民力不及場所江漸次貧民学校増設致シ……小学普及之運相成候様仕度」と述べている。3月の伺には、小学普及の目論みについて、なにか楽観的な気分が流れているとすれば、10月のそれには前者には見られない真剣さ、緊張感めいたものが匂っているようである。

この変化の経緯を推察してみると、同県では、3月の伺が翌月に文部省から承認を受けると、各区町村に対して3月の文部省への伺に副った指令を出し、その中で「学校設立無之村町ハ協議ヲ遂ゲ至急開校相運候様注意可致」ことを指示し「大凡残金1,351円(註、3月伺に計上されていた預り金7,000円を差引いた残金を指す)来6月中各小区中小学ノ数ニ準ジ分与候条学区取締ヲ經テ受取方可申出候。尤小学設立無之向ハ其可下渡金額6ヶ月之間県庁江留置キ開校次第可下渡、若シ此期限ヲ過ギ開校不願出候ハ其金額ハ現在之小学ニ平分可致」<sup>28)</sup>と発表した。つまり小学未設置町村は6ヶ月以内に設置せよと期限をつけられたわけである。そして既設小学24校と県下全224小区に対し1校5円44銭余の割で配付する手筈を整えたのであったが、9月に初めにはその後開設された7校を加えた131校に対し「書面全員残金相成候ニ付」として1校4円89銭余を配付した。3月から9月までの半年間に結局7校の増設を見たのであった。そこで同月14日、県は次のような「論達」を発した。

小学校之義ニ付管内御論達

管内ノ小学追々増加ノ運ニ立至リ候儀ハ申迄モ無之、今其日進ノ概略ヲ挙ルニ明治6年中纔ニ小学3校(仮開校ヲ除クノ数ナリ)生徒1,962人(男1,492人・女470人)不就学童46,641人(男23,977人・女22,664人)有之候処、同7年ニ至リ小学115校、生徒9,491人(男7,852人・女1,639人)不就学童38,503人(男17,898人・女20,605人)ニ相成、則6・7兩年ヲ以テ之レヲ比較スルニ全7年中小学112校、生徒7,529人(男6,360人・女1,169人)ヲ増シ又不就学童8,138人(男6,079人・女2,059人)ヲ減ズ、實ニ兩年ノ際如斯進歩イタシ候ハ全ク学区取締以下御趣意奉体勉強致シ候ヨリ此盛運ニ至リ實ニ以テ奇特ノ事ニ候、然ル処僻地窮陬ニ至リ候テハ猶頑愚自安シ小学ノ教ハ無用ノ物ニ看做シ殊ニ農商ニ在リテハ破産懶惰ノ基杯ト相唱進歩ノ機ヲ妨害致シ候者モ有之哉ニ相聞不埒ノ事ニ候。抑小学設立ノ御趣意ハ毎々公布モ有之通、苟クモ人民タル者不

可欠モノニ候間取締ハ勿論其父兄タル者モ厚ク相心得、不就学ノ男女無之様猶比上注意可致候。且各学校ノ中ニモ学資常備ノ設モ無之連月多少ノ費額ヲ生ジ之レガ為メ課出ノ時々人民各自ノ苦情ヲ鳴シ候様ニテハ将来保護ノ道モ難見据候ニ付今ヨリ永続保全ノ方法等該区人民協議ヲ尽シ半途ニシテ廢校ノ憂無之様見込ノ趣意取調伍長以上連印ニテ来ル10月10日迄ニ可届出候。尤不時ニ官員巡回訊問及ビ候儀モ可有之ニ付予テ不都合無之様注意可致候、仍テ此旨論達候事

明治8年9月14日

県令島惟精代理

岩手県7等出仕 広瀬 範治

(岩手県教育資料 第3集 p.p. 73—74)

この論達によれば、現状のような民衆の態度では、学校の新設はおろか既設の学校の維持すら「将来保護ノ道モ難見据」と心配されるから、今後1ヶ月以内に、学校資金確保について「該区人民協議ヲ尽シ」、「伍長以上連印」という連帯責任を以てその方法を届出よう、しかも「不時ニ官員巡回訊問」があるかも知れないがその際にも不都合がないように、という、4月の指令にくらべてきわめて強硬な姿勢が示されているのである。県側の態度のこのような硬化は上述の期間の学事普及が予想外に不首尾であったことを裏書きするものであった。しかし、こうした強硬策にも拘らずなお「学校設立之儀ニ付同所(註、第16大区1番扱所)へ出張致シ老若80名余ヲ集メ段々説論ヲ加ヘ候処、鉄石ニ錐ヲ突ク如ク一向知覚無之頑固トハ更ナリ木偶同様ニ而殆ド当惑致ス……」<sup>29)</sup>という地区など、県ノ指令に好意的でない地区がまだまだ多く残っていることを認めざるを得ず、尋常小学の設置による小学普及は望むべくもないという事実が次第に明らかになった。以上が10月の伺の背景であろうと考えられる。そして文部省が、同省の方針とは相容れないこの伺に対して「伺之趣聞届候事」と指令したのは、岩手県の民情なり経済状態が以上のように「学制」の民費による学事普及という方針には到底副い得ないことを察したためであろう。8年6月に提出した明治7年分「学区分合有無其外要略」の中で岩手県令島惟精は「当管内ノ民俗頑愚ノ極メ嘗テ小学ノ順序等相備不申……」と報告している。

試みに、同年の学事統計から岩手県とほぼ同じ人口数をもつ島根・小倉の両県と岩手県を比較してみると表IIの通りであるが、就学者数、小学数において、ことに日々出席者数、歳出額において岩手県が著しく低いのは同県が学事普及の上で両県以上の厳しい条件下にあったこ

表 II 明治8年学事統計による

岩手・島根・小倉3県比較表 (文部省第3年報より作成)

項	人口	学令人員	就学者数	A	日々出席者数	B	小学数	歳入総額	歳出総額	C
岩手	100(327,924)	100(50,658)	100(13,169)	26%	100(7,829)	59%	100(147)	100(25,650円)	100(11,409円)	45%
島根	104	91	127	36%	184	86%	127	201	443	98%
小倉	96	98	114	31%	164	85%	114	200	249	55%

- (註) 1. ( )内は実数  
 2. Aは就学者数/学令人員  
 3. Bは日々出席者数/就学者数  
 4. Cは歳出総額/歳入総額

とを示している。

前述の通り10月の伺が承認されると、同県では直ちに貧民学校の設置に取りかかったようであるが、翌9年早々から貧民学校設置区域には学資貸付金の利子金より、一時金として30円前後、月々の配付額として大体2—3円の配付を開始したのであるが、貧民学校は月毎にその数を増し9月には30数校、12月には40校以上が設置されている。一方、尋常小学についても扶助金の配付は続けられ、2月には147校が1校宛4円36銭余の割合で受取ったことが記録されている。ようやくして小学普及が軌道に乗り始めたと言っても良いようであるが、その内容についてはどうであったであろうか。同年5月、県の中央部から南部にかけ学事巡視をした係官は次のように報告している<sup>30)</sup>。

- 一、右第6大区、7大区、12大区各校巡視候処何分学事進歩ニ不相違、各村共不就学之モノ多分ニテ勿論女子ニ到テハ父兄タル者ニ於テ就学為致候モノト不心得ニ付、惣テ小学年令之者ハ男女共一般就学相成勉テ不就学之者無之様注意為致……
- 一、学舎之儀者寺院又ハ民家借受ケ設立相成候得共、村方ニ於テ惣テ学校ハ従前ノ家私塾同様ニ心得候方多分ニテ、元下僕之部屋民家者矮屋ニシテ大氣不便之処江教場相設ケ置候間、速ニ寺等之儀者坐敷又者学舎之都合ニ寄り仏像ヲ庫裡或ハ坐敷等江為相移民家等ハ新築或ハ營繕ヲ加ヘ甚しき処ハ高燥ノ地江移転為致、何分生徒をして健康之害無き様清潔にして大氣之融通宜しき処江教場為移、学校之体裁ニ立到候様説諭仕候
- 一、各校巡視候処生徒之内貧窮之者書籍等相調兼候、右当分借受ケ習業いたし候者間々有之候間右等者富者於テ20部又は30部相調置、右ニテ貧者江壳払月々1銭或ハ1銭5厘ヅツ消却為致、何も書籍調方ニ不都合無之様方法相設候積り。(傍点引用者)

もちろんこの報告は県内のある地域のものであるが、学事普及の一端を窺うことができるようである。

### III. 小学補助金と改称後の用途について

ところで、文部省第4年報に記載されている神奈川県学事報告の一節に

「管下ノ如キモ本年ヨリ委托金ハ朝旨ニ基キ一般就学人口ニ応ジテ配布シ益朝旨ノ優渥ナルヲ知ラシメ随テ従来委托金ヨリ繰替遺払ヒシ師範学校以下ノ費用更ニ一般へ賦課スルノ目的ヲ以テ曰ニ民議ニ付セントスルノ際委托金莫大ノ減省ニ及ヒ其議一旦中止センモ尚師範校費トシテ若干金円ヲ下付セラルルニヨリテ務テ奨励鼓舞其効ヲ奏センヲ期ス」

という個所が見えるのであるが、われわれはこの中に明治9年から10年にかけての委托金政策の転換と、それが地方にどう影響したかを如実に見ることができる。すなわち、神奈川県は、明治9年度から委托金配付の際の算定基準を学令児童分頭にするという文部省布達に従って、「一般就学人口ニ応シテ配布」し、従前委托金を「繰替遺払ヒ」していた「師範学校以下ノ費用」を一般への賦課に求める可く「曰ニ民議ニ付セン」とする矢先、委托金の大半な減額に邁ってその計画を一旦は中止したというのである。この報告に述べられている事情は次のようであった。つまり、文部省は、9年の「学令児童分頭配付」の布達に続いて、10年2月には従来の小学扶助委托金を小学補助金と改称したのであるが、これは、「学制」発足以来小学広普のための使用を目的に掲げながらも実際には府県の自由に任されていた委托金の用途をここで明確に限定するための措置であった。そして公立師範学校には別に公立師範学校補助金として年額5万円(註、1県平均1,315円)の配付を発表したのであった。ところが翌3月、明治10年度小学補助金が42万5,000円であ

ること、つまり前年度の配付金70万円からみれば大由な減額が発表されたのである。上記の神奈川県報告からは補助金減額の後に師範学校補助金の配付が指令されたように読みとれるが、文部省の達しに従えばその逆である。なお、師範学校補助金配付の措置について文部省は「今回当省所轄師範学校減数相成候ニ付テハ教員養成ノ事業ハ漸次各地方公立師範学校ニ寄任スベキヲ以テ」<sup>31)</sup>としているが、現実には、明治8年から9年にかけて急増した府県の小学師範学校は全国ですでに90校以上を数えており、委托金はその主要財源として充てられていたのであった。従って、この補助金配付の措置は小学補助金を確保するためでもあったと考えられる。神奈川県報告が「委托金莫大ノ減省ニ及ヒ其議一旦中止セシモ尚師範校費トシテ若干金円ヲ下付セラルルニヨリテ……」と述べているのは師範学校補助金の配付によって、小学補助金を本来の目的に従って使用しようとしていることを示している。

しかし文部省のこの意図にも拘らず、地方では、容易にそれに従えないというのが実態であった。委托金のもう一つの主要費目である学区取締給料等については明治9年頃より戸長等村役人の兼任という地区がふえその経

費の財源を他に求めることもできたのであるが、教員養成費は他で代用することは結局許されなかった。そこで例えば、委托金が小学補助金と改称された明治10年の青森県学事報告によれば小学補助金が「10年ハ伝習所ヲ開設シ……同年ニ限り小学校ニ配当セスシテ伝習所入学生員ニ割合中学区ニ配当」<sup>32)</sup>されているもようであるし、岩手県でも同年1月「追々師範学校及附属校予科学場等御設立相成候ニ付而ハ其一歳之経費又少ナカラザル為」<sup>33)</sup>小学補助金を小学校へ配付することを中止する(註、貧民学校へは従前の通り配付)と指令している。さらに文部省第5年報によれば、明治10年の府県における委托金の主な用途は次のようである(註、表III)が、補助金支出額の25%以上が教員養成関係費に投ぜられていること、また文部省が翌11年11月に「文部省配付小学補助金ノ儀小学校ニ配付若クハ小学校書籍器械費、小学校營繕費、学区取締給料等ニ仕払ノ外別ニ支消ヲ要スル節ハ金員並ニ其事由ヲ具シ文部省ヘ可伺出」ことを指令しているのは、いずれも依然として教員養成費への流用が続いていたことを物語っている。神奈川県ではこの指令に応じて「目下已ムヲ得サル情勢アルヲ開申シ」小学補助金を「猶旧ノ如ク師範学校ニ支消センヲ」を伺出ている<sup>34)</sup>ので

表 III 明治10・11年分委托金決算比較表

10年

項	%
収入額 (9年分繰越金 10年分配付金)	100 (1,031,700円)
支出額	53
残額	47

費目	%
総支出額	100 (542,548円)
公立小学校配付	41
公立師範学校配付	25
書籍・器械購入費	5
学区取締給料	11
公立小学校 公立師範 營繕費	5
生徒試験・褒賞品費	1
府県支弁教員給 及 雑費	12

11年

(文部省第5・第6年報より作成)

項	%
収入額 (10年分繰越金 11年分配付金)	100 ( 924,300円)
支出額	48
残額	52

費目	%
総支出額	100 (441,295円)
公立小学校配付	47
公立師範学校配付	20
公立小学校 書籍器械 公立師範 購入費	5
学区取締給料	8
公立小学校 公立師範 營繕費	6
生徒試験・褒賞品費	3
府県支弁教員給 及 雑費	11

(註) 書籍・器械購入費は公立小学・公立師範共

あるが、先に紹介した同県の10年の計画はその後も実施に至らなかったのであろうか。11年の委託金支出全国集計額では前年に続いて公立師範学校への支出が20%を占めている。

さて、岩手県では先に述べたように明治10年分の補助金を師範学校費に集中的に支出したのであるが、教師の量質共の確保が小学普及促進の上で如何に重要であるかは次の巡視報告によく示されている。巡視係官は「教師其人ヲ得ズ故ニ生徒進歩ノ効アルヲ見ズ、生徒進歩ノ効ヲ見ズ故ニ教育ハ到底民間ニ益ナキモノト誤認ス、教育ハ到底益ナントスル故ニ学資金ヲ出スヲ厭フノ情ハ依然トシテ学事創業ノ当時ニ異ナラザルモノアラントスル亦勢ヒノ然ラザルヲ得ザル処ニシテ其原因ハ良教師ノ乏シキニ基ヒスト云ハザルヲ得ズ」<sup>36)</sup>と述べている。一方、学資貸付金の利子による貧民学校の増設はその後も続き、10年はじめに46校であったのが12年には56校以上になり、各校に対し月々2—6円の扶助金が支給されている。しかし貧民学校の中には「貧民学校之名称相廃度」という理由で、あるいは理由は上げないけれども「校費不足之分人口或ハ戸数ニ課出」<sup>36)</sup>することにして貧民学校扶助金を返上を申出る地区が出ているのは、「貧民学校」という名称に対する民衆の反応の一つの姿の表われと考えられよう。11年3月、鳥県令は「今般県会ニ於テ決議之次第モ有之ニ付」として以後の小学補助金を、優等生徒への賞品買入代、新聞購入代、学区総監旅費を除いて、学令児童分頭数によって各小学校へ配付すること、但し貧民学校扶助のための学資貸付金は従前通り置くことを指令した。従って従前の師範学校費への支出は禁止されることとなったのであるが、同県会は代りに師範学校維持費として年額6,000円を県費負担とすることにした。この形態は神奈川の10年の計画と同じものである。その結果、明治11年分小学補助金として配付を受けた7,201円93銭9厘のうち、優等生徒への賞与品予算として200円、各小学校への配付新聞購入費予算として400円、学区総監巡回旅費として100円を除いた残金6,000余円は学令児童数1人当3銭4厘余を以て配付され、学資貸付金へ廻すことはなくなった。なお、同年3月現在の学資貸付金総額は15,000円（註、内小学補助金より貸付金は14,300円）に達し、その額から月1分2厘5毛の利子を取立て貧民学校への扶助を続けていたのである。

明治11年7月に公布された府県会規則及び地方税規則は府県立学校費と小学校補助金を地方税支弁費日の中に掲げた。これは、中学校・師範学校等いわゆる中等教育

施設が必要とされる事態が各地方で次第に生じて来たことと同時に府県制度の整備、税制の整備によってその経費負担能力が府県に生じて来たことを背景としている。一方、わが国の公教育体制の整備をどんなに中央当局が急ごうとしても全ての面で統轄することは事実上きわめて困難であり、限りある国庫、まして数年来不安定な儘の国庫に頼っている状況では、そのうちの何かの部門を地方側の負担とせざるを得ないという事が「学制」期数年間の教育政策の結論であった。この中央・地方両者の目的を一致させる具体的施政の一つが今回の措置であったと考えられる。そして、11年中に全国38府県中すでに17府県が教育費への地方税支出を実施しその総額は16万近くに達し、翌12年には39府県<sup>37)</sup>中35府県が実施しその総額は前年のほぼ3倍の47万余円という急増ぶりであった。

12年9月公布の教育令は、その24条で上述の地方税規則の規定を受けて公立学校費の出所を地方税・町村費と定め、さらに第28—32条の条項で、従来の国庫による小学補助金（註、以下文部省補助金と呼ぶ）を規定した。それによると、その補助金は「公立小学校ヲ補助」するために府知事県令を通じて「各公立小学校ニ配付」されることと定められているのであるが、これは「学制」期において文部省の意向・指導という形で示されていた用途をあらためて条文化したものであった。つまり、公立小学校は原則上町村費・文部省補助金・地方税補助金に学校によっては授業料と、三、四種の財源をもつことになったのである。さらに教育令では、私立小学校に対しても「府知事県令ニ於テ其町村人民ノ公益タルコトヲ認ムルトキハ」という条件付きながら、あるいは教員巡回の町村でも「教授セシムルコト1箇年4箇月以上ニ至ル」地区にもそれぞれ補助金の配付を認めているのは、何よりも先ず就学者の増加を当面の目標に置いたことの一つの現れであると言えよう。

しかし12年度（12年7月—13年6月）の文部省補助金はさらに36万円余に減額され、同年12月にその用途は「自今小学校教員給料、小学校書籍器械費、小学校修繕費ノ外支消不相成」と一層厳しく制限された。福島県が「補助金配当ノ法タルヤ明治11年前ニ在リテハ学区取締ノ給料及師範学校生徒養成費ノ幾分ヲ補助シ其他ハ尽ク学令員数ニ拠リ各区会所ニ交付ス……12年6月中稟議允可ヲ得テ其法ヲ改良シ小学生徒試験賞与費ヲ除ク外尽ク各部学令員数ニ拠リ之ヲ配当ス」とその学事報告で述べ、静岡県からは「教育令頒布後ハ前年4ヶ月間開学セサル校ヲ除キ学令分頭ヲ以テ配付ス」<sup>38)</sup>という報告が寄

せられているのは補助金が文部省の指針に従って使用されている例を示すものであるが、同年の長野県からの報告では配付金総額1万円余のうち依然として51%が師範学校費として、37%が公立小学配付金として、9%が学区取締諸費、3%が小学生徒賞与費として支出されている。

岩手県では、11年3月の県議会の議決に基づいて学校費の県費支出を始めたのであるが、一方では10年制定の「学資出納規則」及び「学資取扱条令」を廃し、12年1月に「公立小学校学資取扱概則」<sup>39)</sup>を定め、学校組合毎に5人以下の学費委員を選出させて「学校費定額課賦徴収法或ハ資本蓄積保存法等総テ学費ニ係ル事件ヲ代議」させることとした。「兎角協議纏リ兼教育上差支ノ状況モ相見ヘ候……」という状況下で苦心惨迫して来た県としてはこの措置によって、学資金を協議費化し何等かの積極的改善を図ろうとしたものであろう。文部省補助金は11年以後そのほとんど全額が各小学校へ配付されることになったわけであるが、12年もまたそれに倣い配付総額約7,000円のうち80%が11年12月現在の学令人員91,170人に応じて各小学校に配付され、貧民学校扶助金もまた継続され12年12月には60校に対し総額153円が配付されている。しかし、これらの措置があったとしても経済力の貧困な同地方では小学校資金の調達には相変わらず困難をきわめたようであった。そのため例えば教員給料が数ヶ月間も未支払いの儘になっている地区も現われ<sup>40)</sup>、ために県は「其給料ヲ数ヶ月モ延滞シテ給セズ、教員ニ於テ不得止之ヲ訟庭ニ向ッテ請求スル如キ場合ニ至ラバ到底学校組合ノ町村ハ其弁償ヲ免レザルハ必然ナルベク且一たび此悪評ヲ世上ニ流サバ再ビ他ノ教員ヲ聘招セント欲スルモ此レニ応ズルモノナキトキハ従来子弟ノ就学モ中途ニシテ水泡ニ属スルノミナラズ将来教育ニ後レ世間ノ嘲リヲ受ケ其父兄ト悔ヲ避スハ勿論、園村ノ耻辱トモ可相成候条此旨篤ト相心得教員給料延滞ノ向ハ速ニ支給シ今後ハ1ヶ月タリトモ延滞不致様<sup>41)</sup>」という強硬な指令を出さざるを得なかったし、あるいは小学規則を「今實際ノ活用如何ヲ顧ミズ綜テ普通画一ノ模範ヲ墨守セシメントセバ良教則モ動モスレバ死法ニ帰スルニ至ラン」との理由で改訂して正・変の両則とし、変則を「極メテ簡捷浅易ヲ旨トシ単ニ五十音、商売往来、農業往来等ヲ読マシメ算術ハ和算ノミヲ用ヒ6才ヨリ14才迄ノ内凡1年半ヲ期シ日用自便ニ足ルニ至ツテ卒業セシムル」内容とせざるを得なかった<sup>42)</sup>。しかも教員の数が「学校ノ数ト比較(仮ニ1校1人ノ見積ニシテモ)差引教員ノ不足スルモノ凡427人」で不足分は仮訓導(註、師範学

校未卒業者)を以て当てており、変則小学校数が同県小学校数約580余校のほぼ20%に及んでいるという状態<sup>43)</sup>は、小学校の量的拡充にも拘らず、質の充実はまだまだ伴っていなかったことを示すものに外ならない。

明治13年3月、文部省は府県に対して教育施策上の意見を求めたようであるが、長崎県はその意見書の中で文部省補助金に関して次のように述べている。

「願クハ之ヲ教育補助金ト改称シ以テ活用ノ便利ヲ地方官ニ与ヘラレンコトヲ。抑本県ノ如キ文部省ヨリ受領スル所ノ金額ハ実ニ1万3—4千円ニ出入スルト雖モ管内小学校ノ多キ之ヲ平均スレハ1校20余円ニシテ下等教員ノ給料スラ尚3ヶ月ヲ補助スルニ足ラサルノミナラス従来ノ成例タル之ヲ他ニ費用シテ小学ニ配布スルノ実額ハ僅ニ其半ニ過キサルカ故随テ人民之ニ依頼スルノ念慮誠ニ少ク且既ニ小学ハ人々其緊要ナルヲ覺リ維持保護ノ方法亦略成立シ加之ニ13年度ハ大ニ之ヲ減少セラレタルカ故金額ヲ配布スルモ実ニ10數円ニ上ラサレハ之ヲ存スルモ為メニ隆盛ヲ保ツノ著効ナク之ヲ廢スルモ亦為メニ衰頽ヲ招クノ大患ナキカ如シ是ニ由テ之ヲ観レハ他府県ト雖モ蓋同一ノ事情ニシテ補助ヲ要スルノ最モ切ナルモノハ小学ノ外ニ在ランカ……単一ナル規則ヲ以テ補助金ヲ小学ニ死用センヨリ實際ノ情況ニ從ツテ之レカ活用ヲ計ルニ若カス……」<sup>44)</sup>

すなわち文部省補助金は、1小学校当り配付額が「下等教員ノ給料スラ尚3ヶ月ヲ補助スルニ足ラ」ない程の少額となってしまった現状では、すでに「之ヲ存スルモ為メニ隆盛ヲ保ツノ著効ナク之ヲ廢スルモ亦為メニ衰頽ヲ招クノ大患ナキカ如」き程度のものでしかないというのである。これを府県における小学校補助金額のうちの文部省補助金と地方税補助金の比率という点から見てみると、例えば岐阜県では13年10月配分の場合、総額22,671円余のうち文部省補助金は19%、地方税補助金は81%となっており、同年の茨城県では総額19,645円余のうち前者が24%、後者が76%となっており、長崎県の報告で「他府県ト雖モ蓋同一ノ事情ニシテ」と述べているのは単なる推測でないことがうかがえるのであるが、岩手県の場合は、14年8月に配付された最後の文部省補助金と同年度の地方税補助金の総計から算出してみると前者が60%、後者が40%と、前2県とは逆の割合が見られる。

ところで、文部省が小学補助金の使途を小学校配付に限定したことは、岩手県の学資貸付金にも影響を与えた。同県教育史資料第8集にある「該金員ハ従前ノ民会ニ附シ一般人民ノ委託ニ依リ兼テ伺済之通夫々貸付収利

金ヲ以貧村ノ小学校補助金ニ充テ夫レガ為メ50余校ノ小学校ヲ設立ノ運ビニ至候儀ニ付今日之ヲ解クハ猶県会ニ諮問シ……」<sup>45)</sup> という文部省への回答から推察すると、文部省は12年12月の使途制限の方針に従って岩手県にも学資貸付金の解除を指令したものであると思われる。県側がこれに対して、この貸付金は「民会ニ附シ」で使用されていたものであるからその解除には「猶県会ニ諮問」する必要があると態度を保留しているのは、われわれがわが国の公教育体制を史的に取扱う際に、この頃すでに地方議会の意向が無視することのできない重みをもちはじめていることに気付かせるのであるが、仮に県会の意向は別としても県側としては解除に伴うさまざまな影響を考慮しなければならなかったであろう。その後7月初めに管内に対して「今般県会ニ於テ議決ノ次第モ有之ニ付」学資貸付金を解除配付することを指令、同時に貸付先から元利金の回収をはじめ、ようやく11月になって文部省へ「該校補助金之儀ハ地方税之内ヨリ支出之事ニ県会ニ於テ議決候ニ付是迄貯蓄ノ小学補助金配付仕度……」と伺出、翌14年3月に各郡長宛に配付したのであった。地方税からの支出に切換えられた貧民学校補助金は1年後の15年6月を以て廃止され、その後各学校は「適宜維持之方法相設」けて運営維持を図らねばならないこととなった。

わが国における最初の国民教育費国庫補助金である小学補助金は、周知の通り明治13年度(13年6月—14年7月)配付を以て「定額更ニ減ズルヲ以テ既ニ補助金ヲ出スノ余裕アルコトナシ……一方ニ於テハ督促ヲ敢ニシ一方ニ於テハ単ニ補助金ヲ廃ス……此一事ニ到テハ実ニ遺憾ナキ能ハザルナリ」<sup>46)</sup> との理由と釈明を最後に廃止されたのであるが、田中不二磨が「学制」発足時から教育令頒布までの間の文部省定額金をふりかえて述べた「此の如く国庫の都合に由り常に増減一ならざりしを以て施政上幾多の阻害を招致し、為に事多くは志と違ひて経営上一張一弛を免れず、其弊や挙げて教ふべからざるに至れり、固より勢の止む得ざるものありとは言へ亦頗る遺憾の事なりき」<sup>47)</sup> (傍点引用者) という一節は、誕生期にあつた当時のわが国国民教育の進歩の実態を、推進側の当事者という立場から鮮かに言い得てきわめて興味をひくものである。

## 註

- 1) 明治5年10月13日付文部省第33号達
- 2) 明治5年10月15日付文部省第35号達
- 3) 明治5年12月3日を以て6年1月1日と定む
- 4) 明治6年3月23日付小学校設立之儀ニ付伺(岩手

- 県教育史資料第2集 p. 109)
- 5) 明治5年6月, 文部省伺・(学制発行ノ儀伺)
- 6) 岩手県教育史資料第2集 p. 104
- 7) 同 上 p.p. 123—124
- 8) 同 上 p. 106
- 9) 秋田県史資料明治篇下 p. 596
- 10) 同 上 pp. 598—599
- 11) 同 上
- 12) 岩手県教育史資料第3集 p.p. 41—42
- 13) 山梨県史第4巻 p.p. 217—218
- 14) 明治財政史第4巻 p.p. 1—2
- 15) 大隈文書 A 1485 (尾形裕康・学制実施の経緯とその崩壊 p.p. 116—117)
- 16) 明治7年1月15日付文部省第3号達府県委託金額月割により算出
- 17) 岩手県教育史資料第3集 p. 42
- 18) いずれも文部省第2年報所載
- 19) 明治財政史第4巻
- 20) 文部省第3年報所載
- 21) 文部省第4年報所載
- 22) 明治7年10月9日付文部省第13号達
- 23) 岩手県教育史資料第2集 p.p. 153—154
- 24) 開国五十年史上巻 p. 718
- 25) 学制第100章
- 26) 栃木県教育史第5巻 p. 233
- 27) 岩手県教育史資料第3集 p. 51
- 28) 同 上
- 29) 同 上 p. 74
- 30) 同 上 第4集 p. 124
- 31) 明治10年2月19日付文部省第4号達
- 32) 文部省第5年報所載
- 33) 岩手県教育史資料第5集 p. 34
- 34) 文部省第6年報所載
- 35) 岩手県教育史資料第6集 p. 143, 第22・23 兩大区巡回日誌
- 36) 同 上 第5集 p. 37, 第10大区金沢村学校, 大沢学校, 第19大区釜目学校等よりの願
- 37) 東京, 京都, 大阪, 神奈川, 兵庫, 長崎, 新潟, 埼玉, 群馬, 千葉, 茨城, 栃木, 堺, 三重, 愛知, 静岡, 山梨, 滋賀, 岐阜, 長野, 宮城, 福島, 巖手, 青森, 山形, 秋田, 石川, 島根, 岡山, 広島, 山口, 和歌山, 愛媛, 高知, 福岡, 大分, 熊本, 鹿児島<sup>38)</sup>に沖繩県が加わった。
- 38) 福島県報告, 静岡県報告とも文部省第7年報所載
- 39) 岩手県教育史資料第7集 p. 104
- 40) 例えば, 岩手県は明治11年6月18日付管内達で「管内小学校ノ内教員ニ可相渡月給ヲ数月等附ニ附シ夫等ノ為メ教員辭職, 徒ラニ休校シ生徒ノ学業ヲ却歩セシムル向聞々有之ニヨリカクノ如キ不都合無之様」と布令している。
- 41) 岩手県教育史資料第7集 p. 131
- 42) 同 上 p. 121
- 43) 同 上 p. 165
- 44) 長崎県教育史上 p.p. 806—808
- 45) 岩手県教育史資料第8集 p. 18
- 46) 改正教育令制定理由(明治文化全集・教育篇 p. 408)
- 47) 教育瑣談(開国五十年史上巻 p. 716)